

別表第1（第2条関係）

## 日常生活用具の種目、性能及び基準額

区分	種目	対象者	性能等	基準額（円）	耐用年数
給付	視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	視覚障害2級以 上の学齢児以上 の者	音声等により操作ボタン が知覚又は認識でき、か つ、DAISY方式による録音 並びに当該方式により記 録された図書の再生が可 能な製品であって、視覚障 がい者（児）が容易に使用 できるもの	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年
	視覚障害者用 時計	視覚障害2級以 上の18歳以上の 者（音声式時計 は、手指の触覚 に障がいがある 等のため触読式 時計の使用が困 難な場合とす る。）	視覚障がい者が容易に使 用できるもの	触読式 10,300 音声式 13,300	10年
	点字タイプラ イター	視覚障害2級以 上の就労若しく は就学している か又は就労が見 込まれる者	視覚障がい者（児）が容易 に使用できるもの	63,100	5年
	電磁調理器	1 視覚障害2級 以上（視覚障 がい者のみの 世帯及びこれ に準ずる世 帯）又は児童	障がい者が容易に使用で きるもの	41,000	6年

	相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障がい者を有すると判定された18歳以上の者			
	2 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がい者を有する在宅酸素療法が必要な者（障がい者のみ世帯及びこれに準ずる世帯）			
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の学齢児以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	9,000	5年
視覚障害者体重計	視覚障害2級以上の18歳以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用できるもの	18,000	5年
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障がい者を有する者で本装	画像入力装置を読みたい物（印刷物等）の上に置く	198,000	8年

	置により文字等 を読むことが可 能になる学齢児 以上のもの	ことで、簡単に拡大された 画像（文字等）をモニター に映し出せるもの		
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以 上の学齢児以上 の者	視覚障がい者（児）が容易 に使用できるもの	7,000	10年
視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	視覚障害2級以 上の学齢児以上 の者	文字情報と同一紙面上に 記載された当該文字情報 を暗号化した情報を読み 取り、音声信号に変換して 出力する機能を有するも ので、視覚障がい者（児） が容易に使用できるもの	99,800	6年
点字器（標準 型A・B)	視覚に障がいを 有する者	A 32マス18行、両面書真 鍮板製 B 32マス18行、両面書ブ ラスチック製	A 10,712 B 6,798	7年
点字器（携帯 用A・B)	視覚に障がいを 有する者	A 32マス4行、片面書アル ミニウム製 B 32マス12行、片面書ブ ラスチック製	A 7,416 B 1,699	5年
点字ディスプ レイ	視覚障害2級以 上の身体障がい 者で用具を必要 と認められる学 齢児以上のもの	文字等のコンピュータの 画面情報を点字等により 示すことのできるもの	383,500	6年
視覚障害者用 地デジ対応ラ ジオ	視覚障害2級以 上の者	テレビ音声の受信が可能 なもの	29,000	6年
視覚障害者用	視覚障害2級以	識別したい物品に取り付	59,800	6年

ICタグレコーダー	上の者	けたICタグの情報を専用機で読み上げることにより、名称その他の情報を容易に認識できる機能等を有するもの		
情報・通信支援用具	視覚又は上肢2級以上の障がい者を有する者で、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）の使用により社会参加が見込まれるものであって、周辺機器等を使用しなければ当該パソコンの操作が困難なもの	障がい者（児）がパソコンを使用する際にその障がいがあるために必要となる周辺機器	100,000	5年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の18歳以上の者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障がい等を有する学齢児以上の	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者	71,000	5年

	者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	(児) が容易に使用できるもの		
タブレット端末等 (A・B)	聴覚障害又は発声・発語に著しい障がいをも有する学齢児以上の者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	通信回線を用いて音声及び画像を送受信できる機器であり、手話を鮮明に映し出せるもの A SIMカードを挿入できるもの B SIMカードを挿入できないもの	A 70,000 B 50,000	5年
モバイルルータ	聴覚障害又は発声・発語に著しい障がいをも有する学齢児以上の者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	携帯式で、屋外において容易に使用し得るもの	20,000	5年
タブレット端末等視聴用スタンド	聴覚障害又は発声・発語に著しい障がいをも有する学齢児以上の者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	通信回線を用いた手話での会話を容易にするため、タブレット端末等を自立させることができるスタンド又はケース	8,000	1年

	められるもの			
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚に障がい 有する者で、本 装置によりテレ ビの視聴が可能 になるもの	字幕及び手話通訳付きの 聴覚障がい児用番組並び にテレビ番組に字幕及び 手話通訳の映像を合成し たものを画面に出力する 機能を有し、かつ、災害時 の聴覚障がい者（児）向け 緊急信号を受信するもの で、聴覚障がい者（児）が 容易に使用できるもの	88,900	6年
人工内耳用電 池	聴覚に障がい 有する者で、人 工内耳を装用す るもの（人工内 耳用充電池の給 付を受けていな い者に限る。）	容易に使用し得るもの	2,970（月額）	—
人工内耳用充 電器	聴覚に障がい 有する者で、人 工内耳を装用す るもの（人工内 耳用電池の給付 を受けていない 者に限る。）	容易に使用し得るもの	25,920	1年
人工内耳用充 電池	聴覚に障がい 有する者で、人 工内耳を装用す るもの（人工内 耳用電池の給付 を受けていない	容易に使用し得るもの	17,280	1年

	者に限る。)			
人工内耳用イヤモード	聴覚に障がい 有する者で、人 工内耳を装用す るもの	容易に使用し得るもの	9,432	1年
人工内耳用マイクロホンカ バー	聴覚に障がい 有する者で、人 工内耳を装用す るもの	容易に使用し得るもの	2,808	1年
人工内耳用乾燥剤	聴覚に障がい 有する者で、人 工内耳を装用す るもの	容易に使用し得るもの	1,944	1年
人工喉頭（笛 式）	音声機能又は言 語機能に障がい を有する者	呼気によりゴム等の膜を 振動させ、ビニール等の管 を通じて音源を口腔内に 導き、構音化するもの	5,150（気管カ ニューレ付＋ 3,193）	4年
人工喉頭（電 動式）	音声機能又は言 語機能に障がい を有する者	顎下部等にあてた電動板 を駆動させ、経皮的に音源 を口腔内に導き、構音化す るもの	72,203（電池 又は充電器を 含む。）	5年
埋込型人工喉 頭用人工鼻	音声機能又は言 語機能障害を有 する者で、常時 埋込型人工喉頭 を使用している もの	埋込型人工喉頭装用者が 構音化するために気管孔 に取り付けるフィルター 及び固定シール（剝離剤等 を含む。）	25,000（月額）	—
便器（手すり）	1 下肢又は体 幹機能障害 2 級以上の学齢 児以上の者	手すり付きのもの。ただ し、取替えに当たり住宅改 修を伴うものは除く。	4,450 (5,400)	8年

	2 難病患者等で、常時介護を要するもの			
特殊便器	1 上肢障害2級以上又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障がい者を有すると判定された学齢児以上の者 2 難病患者等で、上肢機能に障がいのあるもの	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの又は知的障がい者（児）を介護しているものが容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年
特殊マット	1 下肢若しくは体幹機能障害1級（常時介護を要するものに限る。）の18歳以上の者又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において重度若しくは最重度の知的障がいを有する者とし	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能（マット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。）を有するもの	19,600	5年



		て判定された 3歳以上の者 若しくは下肢 若しくは体幹 機能障害2級 以上の3歳以 上18歳未満の 者 2 難病患者等 で、寝たきり の状態にある もの			
特殊寝台	1 下肢又は体 幹機能障害2 級以上の18歳 以上の者 2 難病患者等 で、寝たきり の状態にある もの	腕、脚等の訓練のできる器 具を附帯し、使用者の頭部 及び脚部の傾斜角度を個 別に調整できる機能を有 するもの	154,000	8年	
訓練いす	下肢又は体幹機 能障害2級以上 の3歳以上18歳 未満の者	テーブルを備えたもの	33,100	5年	
訓練用ベッド	1 下肢又は体 幹機能障害2 級以上の学齢 児以上18歳未 満の者 2 難病患者等 で、下肢又は	腕又は脚の訓練ができる 器具を備えたもの	159,200	8年	

		体幹機能に障 がいのあるも の		
特殊尿器	1 下肢又は体 幹機能障害1 級（常時介護 を要するもの に限る。）の 学齢児以上の 者 2 難病患者等 で、自力で排 尿できないも の	尿が自動的に吸引される もので、障がい者（児）又 は難病患者等若しくは介 護者が容易に使用できる もの	67,000	5年
入浴担架	下肢又は体幹機 能障害2級以上 （入浴に家族等 他人の介助を要 する者に限る。） の3歳以上の者	障がい者（児）を担架に乗 せたままリフト装置によ り入浴させるもの	82,400	5年
体位変換器	1 下肢又は体 幹機能障害2 級以上の下着 交換等に家族 等他人の介助 を要する学齢 児以上の者 2 難病患者等 で、寝たきり の状態にある もの	障がい者（児）又は難病患 者等若しくは介助者が容 易に使用できるもの	15,000	5年

携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能に障がいをもつる学齢児以上の者、肢体不自由で発声・発語に著しい障がいをもつる学齢児以上の者又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障がいをもつると判定された者で用具が必要と認められる学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者（児）が容易に使用できるもの	98,800	5年
入浴補助用具	1 下肢又は体幹機能に障がいをもつる者で、入浴に介助を必要とする3歳以上のもの 2 難病患者等で、入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者（児）又は難病患者等若しくは介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年
移動用リフト	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の3歳	介助者が重度身体障がい者（児）又は難病患者等を移動させるに当たって、容	159,000	4年

		以上の者 2 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。		
移動・移乗支援用具	1	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあるもの し、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の者	次の性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい者（児）又は難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの	60,000	8年
	2	難病患者等で、下肢が不自由なもの	イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具		
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	下肢、体幹機能又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能に障がい（移動機能障害に限る。）を有する障害等級3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えをする	障がい者（児）又は難病患者等の移動等を円滑にする小規模な住宅改修で、次に掲げる用具の購入費及び工事費 ① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器	200,000	—

	<p>場合は、上肢障害2級以上の者</p> <p>2 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのあるもの</p>	<p>の取替え</p> <p>⑥ その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</p>		
<p>頭部保護帽 (オーダーメイドA・B)</p>	<p>肢体に障がいを有し、医師が必要と認める者</p>	<p>ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの</p> <p>A スポンジ、革を主材料とするもの</p> <p>B スポンジ、革、プラスチックを主材料とするもの</p>	<p>A 15,656</p> <p>B 37,852</p>	3年
<p>頭部保護帽 (レディメイドA・B)</p>	<p>肢体に障がいを有する者</p>	<p>ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの</p> <p>A スポンジ、革を主材料とするもの</p> <p>B スポンジ、革、プラスチックを主材料とするもの</p>	<p>A 12,524</p> <p>B 30,282</p>	3年
<p>頭部保護帽</p>	<p>1 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度又は最重度の知的障がいを有する者とし</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの</p>	12,160	3年

		て判定された 者で、てんか んの発作等に より頻繁に転 倒するもの 2 精神障害者 保健福祉手帳 3級以上を所 持する者で、 てんかんの発 作等により頻 繁に転倒する もの			
収尿器（男性 用A・B）	肢体に障がい を有する者	採尿器と蓄尿袋で構成さ れ尿の逆流防止装置を付 けたラテックス製又はゴ ム製のもの A 普通型 B 簡易型	A 15,862 B 11,742	1年	
収尿器（女性 用A・B）	肢体に障がい を有する者	A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋 を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採 尿袋導尿ゴム管付採尿 袋20枚を1組とする。	A 17,510 B 12,154	1年	
T字状・棒状の つえA	肢体に障がい を有する者	主体 木材（十分な強度を 有するもの。） 外装 ニス塗装	2,266（夜光剤 付+422、全面 夜光剤付+ 1,236、外装に 白色又は黄色	3年	

			ラッカー使用 +267)	
T字状・棒状の つえB	肢体に障がい を有する者	主体 軽金属 外装 塗装なし	3,090（夜光剤 付+422、全面 夜光剤付+ 1,236、外装に 白色又は黄色 ラッカー使用 +267)	3年
透析液加温器	腎臓機能障害3 級以上の自己連 続携行式腹膜灌 流法(CAPD)によ る透析療法を行 う18歳以上の者 又は腎臓機能障 害3級以上の3歳 以上18歳未満の 者	透析液を加温し、一定温度 に保つもの	51,500	5年
酸素ボンベ運 搬車	呼吸器機能に障 がいを有し、医 療保険における 在宅酸素療法を 行う18歳以上の 者	障がい者が容易に使用で きるもの	17,000	10年
ネブライザー	1 呼吸器機能 障害3級以上 又は同程度の 障がいをも 有する者で用具を 必要と認めら	障がい者（児）又は難病患 者等若しくは介護者が容 易に使用できるもの	36,000	5年

		れる学齡児以上のもの 2 難病患者等で、呼吸器機能に障がいのあるもの		
火災警報器	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において重度若しくは最重度（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の知的障がい者を有する者として判定された者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	15,500	8年
自動消火器	1 障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火できるもの	28,700	8年



		<p>困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の者又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において重度若しくは最重度</p> <p>(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の知的障がい者を有する者として判定された者</p> <p>2 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p>		
電気式たん吸引器	1	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がい者を有す	障がい者(児)又は難病患者等若しくは介護者が容易に使用できるもの	56,4005年

	る者で用具を必要と認められるもの 2 難病患者等で、呼吸器機能に障がいのあるもの			
動脈血酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500	5年
動脈血酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター) (簡易なもの)	呼吸器機能障害3級以上又は同等程度の障がいを持つ在宅酸素療法が必要な者の)	呼吸状態をモニタリングすることが可能な機能を有する簡易なもので、容易に使用し得るもの	44,000	5年
ストーマ装具 (消化器系)	ぼうこう若しくは直腸機能に障がいを持つ者又は小腸機能に障がいを持つ、用具を必要と認められる者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	8,858 (1箇所)	—
ストーマ装具 (尿路系)	ぼうこう若しくは直腸機能に障がいを持つ者又は小腸機能に障がいを持つ、用具を必要と認められる者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	11,639 (1箇所)	—

紙おむつ等	1	ぼうこう若しくは直腸機能に障がいを有し、身体の状態により、ストーマ装具では対応できない者又は二分脊椎、脳性麻痺等脳原性運動機能に障がいを有する者で判定により必要と認められるもの	紙おむつ・脱脂綿・さらし・ガーゼ等衛生用品で、ストーマ装具の代わりとなるもの	12,360 (月額)	—
	2	障害等級2級以上の者又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において重度以上若しくは最重度の知的障がいを有する者として判定された者であって、紙おむつの使用を必要とするもの（65歳以上の者にあっ			

		ては、65歳未満のときから、引き続いて紙おむつ等の給付を受ける者に限る。)		
貸与	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害2級以上の者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる18歳以上のもの（身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	障がい者が容易に使用できるもの	—
	緊急通報装置	ひとり暮らしの重度身体障がい者等	障がい者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能なもの	—
	タブレット端末、モバイルルータ及びタブレット端末視聴用スタンド	聴覚障害又は発声・発語に著しい障がいをもつる学齢児以上の者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段	通信回線を用いて音声及び画像を送受信できる機器であり、手話を鮮明に映し出せるもの	—

		として必要と認められるもの			
--	--	---------------	--	--	--

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がいの場合は、表中の上肢下肢又は体幹機能の障がいに準じて取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 人工内耳用電池、埋込型人工喉頭用人工鼻、ストーマ用装具及び紙おむつ等の給付については、次のように取り扱うものとする。
  - (1) 暦月を単位に6月分を上限として日常生活用具給付券の交付をすることができるものとする。
  - (2) 別表第1に規定する範囲で1月に必要とする額の2倍の額を、日常生活用具給付券1枚に記載して給付することができるものとする。
  - (3) 日常生活用具給付券は、申請1回につき3枚まで一括に交付することができるものとする。

別表第2（第6条関係）

点字図書の給付対象及び給付限度

種類	給付対象	給付限度
点字図書	点字により作成された図書で、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	給付対象者1人につき、1箇年点字図書6タイトル又は24巻とする。ただし、辞書等を一括して購入しなければならないものを除く。